

諮問番号：諮問第４号

答申番号：答申第４号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第２ 事案の概要

本件は、赤磐市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、障害者支援施設に入所中の審査請求人に対し、令和７年９月５日付で行った「補装具費支給却下決定処分」（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が処分の取消しを求めたものである。審査請求人は、既製品の車椅子では頭頸部のサポートが不足し、日常生活に支障をきたすと主張し、オーダーメイド（特注品）の支給を求めている。

第３ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人にとって、車いすは日常生活や外出において必要不可欠な移動手段である。既製品には不安定な頭部、体幹を安定させるクッション、ベルト類はなく、また褥瘡予防の座クッションも必須であることから、安全な座位保持、褥瘡予防、生命・健康の維持の観点からもオーダーメイドの必要性があると考える。

しかし、市が却下決定通知の際に提示した既製品の「NISSIN NHR-7」に試

乗したが、審査請求人の身体状態は頸部をわずかに動かせるのみで、それ以外の筋肉の活動がない状態であり、自力での座位保持は不可能である。体幹のクッション、ベルトがなくては時間の経過とともに体のずれが生じ、移動の際にも転倒転落のリスクが高い。また、褥瘡予防の耐圧分散機能を備えたクッションは必須となり、座面から頭部までの長さは既製品で対応できるものではないことから、当該処分の取消しを求める旨主張する。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、補装具費支給申請があった場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、必要とする者であると認めるときに補装具費を支給する。必要とする者であると認めるときの判断基準としては、申請者への公正・公平性を保つため、更生相談所が作成している事務ハンドブックに基づく。事務ハンドブックには、障害者支援施設等の入所者においては、入所者が共有的に使用するもの（車椅子等）は一定数用意されており、オーダーメイド以外については支給しないと明記されている。また、処分庁は法第76条第3項に、必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聞くことができることから、更生相談所で判定を受けさせた。その際、更生相談所は、審査請求人の既往歴や現在の状態を聞き取り、専門家たる医師の診察や補装具業者による検討、審査請求人本人の意見を踏まえたうえで、日常生活の移動に車椅子の必要性は考えられるが、姿勢保持装置までの必要性はなく、必要な機能、寸法の車椅子は既製品に掲載ありと判定した。

上記のような事実関係のもとで、既製品で対応可能であり、かつ、障害者支援施設の入所者であるため、法第76条第1項にいう「購入等」を必要と

する者であると認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである旨主張する。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 判断基準の妥当性について

「必要とする者であると認めるとき」の判断基準は、行政による恣意的な濫用を防ぐため、客観的に申請者への公正・公平性が保たれなければならない。事務ハンドブックは、専門家による客観的な知見をもとに岡山県が発行したものであり、申請者への客観的な公正・公平性が期待できるものといえ、判断基準として事務ハンドブックを参照することは適正だと思われる。

また、事務ハンドブックに、「障害者支援施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者においては、施設支援の一環として、入所者が共有的に使用するもの（車椅子等）は一定数用意されており、オーダーメイド以外については支給しない。」と記載している。

(2) 専門機関による判定について

更生相談所の判定には審査請求人の既往歴や現在の状態を聞き取り、専門家たる医師の診察や補装具業者による検討、審査請求人の意見も踏まえたうえで、日常生活の移動に車椅子の必要性は考えられるが、姿勢保持装置までの必要性はなく、必要な機能、寸法の車椅子は既製品に掲載ありと判定されている。

(3) 施設入所者の取扱いについて

事務ハンドブックの規定により、障害者支援施設の入所者が共有的に使

用する既製品の車椅子については、施設支援の一環として用意されるべきものであり、補装具費の支給対象（オーダーメイド以外）にはならない。

したがって、本件車椅子は既製品で対応可能と認められるため、本件処分は適法である。

（４）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、本件処分の審査請求は棄却されるべきである。

第５ 調査審議の経過

令和８年６月２４日 審査庁から諮問

令和８年８月１０日 第１回調査審議

第６ 審査会の判断の理由

１ 争点

本件の争点は、審査請求人の身体状況に照らし、法第７６条第１項に規定する補装具の購入等を「必要とする者」と認められるか否かである。

２ 判断基準の妥当性について

補装具は、法第５条第２５項（現第５条第２６項）において、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう」と定められている。補装具費支給申請があった場合、処分庁は、法第７６条第１項本文に基づき、「当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて」購入等を「必要とする者であると認めるとき」に補装具費を支給する。また、同条第３項には、「市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、主務省令で定める

ところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。」と定められている。

処分庁が「必要とする者であると認めるとき」の判断の根拠とした「事務ハンドブック」は、更生相談所が作成した客観的な知見に基づくものであり、申請者間の公正・公平性を保つための基準として参照することは適正であると認められる。本件事案については、車椅子を購入する場合にあたるため、同ハンドブック資料1に基づき、更生相談所に判定依頼を行い、当該判定の結果を根拠として「必要とする者であると認めるとき」を判断したものである。

また、同ハンドブック第3章7(3)カにおいては、車椅子支給に係る留意事項として「障害者支援施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者においては、施設支援の一環として、入所者が共有的に使用するもの（車椅子等）は一定数用意されており、オーダーメイド以外については支給しない」と明記されているところ、本件事案に係る施設は、障害者支援施設であり、入所者の日常生活を支えるために必要な標準的な備品（汎用的な既製品の車椅子を含む）は、施設側が提供する総合的な支援サービスの一環として整備・用意されるべきものと認められる。

一方で、法に基づく補装具費の支給制度は、既製品では対応が困難であり、個人の身体状況に適合させるための特注品（オーダーメイド）や特殊な姿勢保持装置など、施設において通常備えるべき範囲を超える個別性の高い装具を必要とする場合に適用される補完的な制度である。

したがって、同ハンドブックが「障害者支援施設等の入所者に対しては、オーダーメイド以外については支給しない」と定めているのは、車椅子の必要性そのものを否定するものではなく、福祉施設と市町村との間における

役割分担及び費用負担の原則を明文化したものであり、客観的かつ合理的な基準であると認められる。

3 身体状況と判定の合理性について

更生相談所による判定は、専門医の診察、補装具業者による検討及び審査請求人本人の意見聴取を経て行われている。その結果、日常生活の移動に車椅子は必要であるが、「姿勢保持装置」を付加した特注仕様までの必要性は認められず、既製品の範囲で対応可能と判断されている。専門家による医学的・技術的知見に基づいたこの判定を覆すに足る客観的な事実は認められない。

4 既製品の適合性について

審査請求人は、例示された特定の機種（NISSIN NHR-7）が身体に適合しないことを主張している。しかし、処分庁が示した機種はあくまで一例であり、更生相談所の専門的な判定においても、審査請求人の現在の身体状況に対応するために必要な機能・寸法を満たす車椅子は既製品の中に存在するとされていることから、審査請求人の身体状況に適合する製品を別途選択することは可能であると解される。また、審査請求人は、例示された特定の機種が身体に適合しなかったことから、処分庁に対して改めて既製品の品番等の掲示を求めているが、具体的な製品の選定や適合については、処分庁が直接品番を決定・指定する立場ではなく、専門職の助言や補装具事業者が提供する製品情報に基づき、個別に検討されるべき事項と判断される。ただし、市町村の役割としては、平成30年3月23日付障発0323第31号補装具費支給事務取扱指針において、「補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること」と

記載されていることから、審査請求人に対し、補装具事業者の選定に関して必要な情報提供を行うことが求められる。

よって、処分庁がこのような事実関係のもとで、審査請求人が既製品で対応可能であり、かつ、障害者支援施設の入所者であるため、法第76条第1項にいう購入等を必要とする者であると認められないと判断したことは、妥当である。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

以上のとおりであるから、本件処分において「購入等を必要とする者であると認められない」とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められず、本審査会は、第1記載のとおり答申する。

赤磐市行政不服審査会

委 員（会 長）	岡田 雅夫
委 員	原田 幸治
委 員	神田 久見子